「TPP等と食料・農林水産業・地域経済を考える岩手県民会議」（TPP反対県民会議）

「韓米FTAとその反対運動を学ぶ調査団」の報告書（個人報告書）

作成者　団長　加藤善正（TPP反対県民会議世話人・岩手県生協連会長理事）

1．訪韓調査団の目的

① TPP参加を推進しようとする陣営（野田内閣・中央財界・中央マスコミ・学者・一部労組など）は「韓米FTAにより韓国との輸出競争に負ける」「韓国に負けずにアジアの成長力を取り込むためにも日本はこのバスに乗り遅れるな」などとキャンペーンを張っているが、肝心の「韓米FTA」の内容や反対運動については国民に知らせていない。一方、アメリカ通商代表部（USTR）は「TPPは米韓FTAをモデルとし、それ以上の自由化をめざす」としている。
TPPに関する情報が開示されていない今日（今後も4年間は交渉の内容を開示しないというNZ高官の発言もある）、混乱の中で批准されて3月15日発効された韓米FTAの「内容と影響」を調査しこれらを県民・国民に報告して、TPPの危険な本質を理解し反対する世論を広げるため。

② 2006 年6月（盧武鉉・ノムヒョン前大統領の時代）から開始され、2007 年4月に調印された後、2011 年 10 月米議会、11 月韓国議会での批准までの間、韓国国民の「韓米FTA反対運動」と発効後のこれからの運動（協定破棄・見直しなど）に関する情報を収集して、当面の日本のTPP反対運動のあり方、喫緊の運動課題を探る。代表団相互の信頼関係を強めて県内各地での「学習会やネットワークづくり」の推進を目指すため。

2. 代表団と調査活動の概略

① 「TPP反対県民会議」の世話人会で決めたこの訪韓調査団は県民会議構成51団体から22名が参加した。調査団は、県内主要JAの組合長など農協関係者13名、生協・労連・市民団体など7名、丸山茂樹コーディネーター・日本農業新聞記者の22名で構成され、団長に加藤善正、副団長に高橋専太郎（JA岩手県中央会副会長・JAいわて花巻組合長）、事務局長に畠山房郎（JA岩手県中央会参事）がその任に当たった。調査団は事前に9種類の資料による事前学習を各自行い、韓米FTAに関する基本的な知識を持ち、3泊4日（3月18日～21日）の短時間であったが精力的な調査活動を行なった。

② 19日は、韓国農漁村社会研究所・副理事長の權寧勤（クォン・ヨングン）氏から「韓米FTAをめぐる動向とその影響」に関する基本的なレクチャーを2時間ほど受け質疑を行なった。その後、ICOOP生協連合会（韓国にある四つの連合会の一つで、事業・運動の両面にわたって最も成長著しい連合会）の店舗見学と「消費者活動連合会」の呉美預（オー・ミイエ）会長（女性）の歓迎挨拶に続いて、国際協力チームの3名の方からICOOP 生協連の状況や韓米FTA反対の闘い、消費者・市民の取り組みや問題意識を聞き、質疑応答で理解を深めた。

③ その後、「参与連帯」（参与民主社会市民連合）を訪問した。この市民団体は 1994 年に結成され、韓国では最も進歩的で社会的影響力を持つ市民組織である。徹底した権力や財閥への監視と対案の提出、国会、政府、検察、裁判所、財閥などの大企業などに対して情報公開を要求し続けた。現在は地下2階・地上5階建ての本部ビルを持ち、1万3千の団体・個人の会費で運営され、53名の有能な若い常勤スタッフのほか数百人の専門家グループの協力で13の部署で活動している。昨年のソウル市長選挙で当選した朴元淳氏はこの参与連帯の事務局長をされていた方で

ある。対応してくれたのは「平和・国際協力ディレクター」の朴提垠女史であったが、韓米FTAの本質やこれまでの反対運動の経過が詳しく語られ、熱心な質疑応答が続けられた。

④ 夕食会場では全北大学校の宋春浩教授（北海道大学留学あり、日本語堪能）により、韓国農業・農村の状況についてのミニ講演（30分）があり、午前中にレクチャーされた權先生の呼びかけもあり、韓米FTA反対の闘いをリードされた各界の代表19名が参集され、スピーチや自己紹介があり夕食懇親会がなごやかに続いた。日本語を通訳できる方が5名ほど居られて、かなり詳しいやり取りが出来て代表団の納得度も上がった。主な参加者は（氏名略）、全国農民会（KLP）政策部長、カトリック農民会全国会長、全国女性農民会会長、韓国医療生協理事長（仁荷大学教授）、韓国農業新聞記者、ICOOP国際協力チーム副長、姜暻求（カン・ギョング）南九州大学教授（宮崎県）などである。

⑤ 20日は、韓国農協中央会直営（子会社）のハナロ・マートのショッピングセンター（ハナロ・クラブ＝売り場5千坪の 24 時間営業の小売部門、また千坪の会員制卸店舗も隣接）を視察した。この大型店舗における生鮮品・食品はすべて国産品であり、日本にはない業態である。その後、ソウル郊外の農村・京幾道のビボン農協など5農協が事業提携しているRPC（カントリーエレベーター＋精米工場）と育苗農家（個人経営ながら施設と種米などは農協が供与）を視察し、ビボン農協本部で農協の現況とFTAに関する見解を組合長から聞いた。

⑥ 午後は「民主社会のための弁護士会」の本部事務所で宋基昊（ソン・キホ）弁護士から、韓米FTAの条約・協定本（B5 版 4cm の厚さ）を前に法律的な諸問題、とりわけ、憲法や国内法・条例などの上位に位置するFTAが、韓国の主権を侵害する危険性を詳しく述べた。特に、ISD条項やサービス市場開放のネガティブリストなど、いわゆる「毒素条項」の危険性が指摘された。

夕食時は「韓米FTA阻止汎国民運動本部」（韓米FTAに反対する約300の団体が参加）の朱帝俊（トウ・テジュン）政策部長から、この本部がこれまでの反対運動における司令塔的に果たした役割やこれからの条約廃棄・見直し運動への決意などが熱っぽく語られた。特に、「先決事項」の段階での闘いの重要性、都市市民の運動参加、労働者が家庭における生活者（父親・母親）としての「立ち位置の明確化」の重要性などが、TPPに反対する日本へのアドバイスとして語られた。

⑦ 21日は、出発前の短い時間ながら「韓国農協中央会」本部を訪問。趙始衡（チョ・シヒュング）海外協力担当から韓国農協中央会が何故、韓米FTAに反対しなかったか、極めて曖昧で言い訳じみた言葉で語られたが、これはこれで、反面教師的に大いに参考になった。大統領権力が絶対的影響力を持つ韓国ではマスコミのトップ人事にも影響力を発揮し、ほとんどのマスメディアは政府批判をしない（目下、民放テレビ局が政府批判的な報道をしたという記者やディレクターをクビにしたことに抗議して、労働組合が2ヶ月もストライキ中という）。こうしたマスコミの影響をもろに受けている組合員が多く、日ごろからその組合員教育を疎かにしてきたことの結果を無視して、「組合員の反対の声がほとんど無い」という口実で「韓米FTA反対」の立場をとらない韓国農協中央会の路線は、日本の身近な協同組合の姿と重なり、極めて教訓的であった。

⑧ 21日、午後3時過ぎに羽田に着いた代表団は、短い時間でありながら精力的な調査活動に満足しながら解散した。すべての参加者からは充実感と同時にこれからの岩手県、日本におけるTPP反対運動に対する固い決意が溢れていた。

３．　韓米 FTA とはいかなるものであるか、主な内容

① 韓国農業は 1997 年の通貨危機と IMF（国際通貨基金）による金融をはじめとする自由化・構造改革などの強要、相次ぐFTAの締結（チリ・EU、シンガポールなど 10カ国以上）などにより、2008 年の食料自給率は 48.7%に落ち込み穀物自給率も 28.4%になり、規模拡大政策の反面、地方の小規模農家の経営は逼迫し、高齢化・離農も進み一部農民の韓米FTAに対する危機意識は高い。米国とのFTAは例外扱いされたコメ（再協議の余地は残す）以外はほぼ全面的に開放された。関税撤廃品目は即時＝３８％、５年後まで＝６０％、１０年後まで＝８７％、１５年後まで＝９５％と丸裸になる。今回会談した多くの方の「我が国政府は農業を放棄した」「農業は産業・ビジネスの概念から社会保障（福祉）の対象となった」（農協中央会）という言葉が印象的である。また、WTO農業協定で認められた「特別緊急輸入制限措置（セーフガード＝SSG＝外国農産物の輸入急増から国内農業を保護する措置）の無力化が進んだ。韓米FTAでは「農業緊急輸入制限措置＝ASG」を設けたが、対象品目も少なく運用も難しい。韓国のコメの自給率はMA米があるとはいえ 100%を超え、主食としての位置や文化的な価値は日本以上の感があり、政治的判断で例外扱いになったのは当然といえよう。コメの一日国民一人当たり消費量は日本 162gに対して韓国は 236g（146%）、穀物消費量は 251 グラムに対して 408g（163%）である（2008 年）。

② 医療・医薬品分野では、1）米国メーカー製医薬品の許認可の遅延による損害は韓国が補償する。2）ジェネリック医薬品の認可はこれまでの安全性・有用性だけでなく、米国のパテントを侵害するか否かを判断の基準にする。3）株式会社の経営する健保適用外医療機関の開業を特区で認める。4）韓国政府が公的健康保険制度を強化する場合、米国保険会社は保険市場の縮小を理由に損害賠償請求の提訴が可能。などにより、日本に似た国民皆保険制度が揺らぐことが危惧されている。米国の多国籍企業（民間保険会社や医薬品メーカー）が異議を申し立てて、いわゆる ISD 条項での韓国政府に対する損害賠償が発生する恐れがある。結果として、健康保険制度に風穴が開きなし崩し的に崩壊する危険がある。

③ 韓国では学校給食に「地産地消」を実践する自治体が多く、今後、地場産品・国内農産物を優先して使う条例を決める場合（ソウルの新市長はこれを条例化しようとしている）、非関税障壁となりFTA協定に違反する。この点をこれからの「廃棄・見直し運動」の解りやすい対決点とする意見もあった。

④ 遺伝子組み換え食品の表示は、米国の基準では安全とされるものに「安全でない」との誤解を与えるので、これも非関税障壁として輸出妨害に当たり認めない。各種「検疫措置」に対する規制緩和も進み、食の安全に対する不安も広がっている。

⑤ 自動車の排ガス規制や安全規制は米国の緩い基準に合致させる。今後、大気汚染や環境悪化などが惹起しても、「ラチェット条項」（後述）により、国民の健康や環境に対する新しい政策や法制化は出来なくなる。韓国には「軽自動車」の姿は見えず、日本に対する「軽自動車規格の廃止」の要請などは無かったのだろう。

⑥ 農協や韓国郵政の共済や保険は新たな商品を開発・販売しない。米国や金融大資本は共済という「相互扶助」や協同組合・助け合いなど、「金融・営利企業」の利益最大化に批判的・障害になる「存在」を否定し、利潤追求の保険会社や株式会社と「イコールフッティング」を強制する。韓国農協中央会はこうした事態への対応として、「金融」と「経済事業」という二つの「持ち株会社」への組

織再編を急いでいた。

⑦ 韓国は 1988 年、外国資本の大型店出店を認めたが、「流通法」により中小零細商店への影響が大きく伝統的小売市場の 500 メートル以内の大型店出店や、「互生法」により人口30万人未満の都市への出店などを首長が立地規制できていたが、これらもFTA協定違反の非関税障壁として撤廃される。いま、こうした内容があまり知られていなかった中小零細商業者の反対・FTA廃棄の要求運動が盛り上がっている。

4. 韓国を植民地化し憲法など国内法、制度、伝統よりFTAを優先する「毒素条項」

① サービス市場開放はネガティブリスト方式にする。ポジティブリスト方式は禁止できる品目だけを明示するのに反して、ネガティブリスト方式は例外的に禁止する品目だけを明示するので、禁止しない品目がどこまで広がるかは解らない。韓国ではこれへの不安が大きい。

② ラチェット条項はラチェット（一方にしか動かない爪歯車＝不可逆）という言葉のように、一度開放したサービス分野は再び原状回復が出来ないというもの。例えば公共サービス事業（電気、通信、保健、医療、学校、上下水道、道路、交通、農業基盤施設の建設と運営など）を一旦、民営化すれば、それを投資対象と認めて保護するために、元の状況に戻すことが出来なくなる。

③ 未来最恵国待遇の条項は、今後、韓国が他の国とFTAを締結した場合、その条件が韓米FTAより有利な場合は、米国にも同じ条件を適用する。

④ スナップ・バック条項は、自動車分野で韓国が協定に違反した場合、又は米国製自動車の販売・流通に深刻な影響を及ぼすと米企業が判断した場合は、米国との自動車輸出入関税２．５％撤廃を無効にする。

⑤ ISD(Investor－State Dispute Settlement)条項は、韓国に投資した企業が、韓国の政策によって損害を被った場合、世界銀行傘下の国際投資紛争仲裁センターへ提訴できる。韓国で裁判は行なわず、韓国にだけ適用される。

⑥ 非違反申立条項（Non－Violation Complaint）は、米国企業が期待した利益が得られなかった場合、韓国がFTAに違反して無くても、米国政府が米国企業の代わりに、国際機関に対して韓国を提訴できる。例えば米国の民間医療保険会社が「韓国の公共制度である国民医療保険制度のせいで営業が上手くいかない」として、米国政府に対して韓国を提訴するように求める可能性がある。韓米FTAに反対する人びとはこの条項の乱用を恐れている。

⑦ 米企業・米国人に対しては、韓国の法律よりも韓米FTAを優先適用する条項は、例えば、牛肉の場合韓国では食用にできない部位を、米国法では加工用食肉として認めている。FTA が優先されると、そういった部位も輸入しなければならなくなる。また、韓国法では、公共企業や放送局といった基幹になる企業の外国人の株式持分を制限している。FTAが優先されると、韓国の全企業が外国人持分制限を撤廃する必要がある。外国人又は外国企業の持分制限率は事業分野ごとに異なる。

⑧ 知的財産権を米国が直接制限する条項は、米国企業が韓国のWEBサイトを閉鎖できるようになる。韓国では現在、非営利目的で映画のレビューを書くためであれば、映画シーンのキャプチャー画像を1～2 枚載せても誰も文句は言わない。しかし、米国から見ればこれらは「著作権違反」となり、訴訟が始まるとサイト閉鎖に追い込まれたり、非営利目的のブログやSNSであっても、転載な

どで訴訟が多発する可能性が心配される。

5. 各訪問先、面談者、研究者などから出された見解・意見と重要な意見としてメモした内容

① 權寧勤（クォン・ヨングン）氏（韓米FTA全体のレクチャー）

＊ WTO、EPA、FTA、TPP、の流れの中で、一定の農業保護がうたわれているが、一貫しているのは農業輸出国であるアメリカ、豪州、NZなどは自国の国内農業を守る意図が鮮明であり、そのため、輸入国に対する一層の自由化・関税引き下げを求めている。

＊ 韓国は韓米FTA交渉にあたり、国内農業に対する戦略的、政策的整備を行なっておらず、この点では日本の農政を見習うべきであった。（權氏は日本の「食料・農業・農村基本計画」や直接支払い制度導入や食料自給率50％の引き上げ目標などを評価していると想像されるが、TPPによりその政策的破綻は明確なので、我々には違和感があった。韓国の韓米FTAは農林関係の役所がタッチできず外交通商省だけでの交渉推進したことに対する怒りとして理解できる）

＊ 韓米FTAもTPPもアメリカの世界戦略の中に位置付けられており、アメリカの「国益」 がすべてに優先する以外の何者でもない。だから関税など交易・経済条約だけではなく、アメリカのシステム、グローバリゼーション（アメリカンスタンダードのグローバル化）と新自由主義（金融多国籍企業のための資本主義）、市場競争原理主義の世界化のための措置である。したがって、私は「韓米FTA＋アルファー＝TPP」であると見ている。

＊ 韓国の与野党の主張は混乱しており、国民の政治不信を強めている。ハンナラ党は伊大統領の不人気から党名も「セリヌ（新しい世の中）党」と変え、党首の朴槿恵（パク・クネ）の父親は朴正熙（パク・チョンヒ）元大統領で「コメディアン」的な政治家であると評価されている。朴党首は「政治不信が起きるのは約束を守らないからだ」と野党を批判している。即ち、韓米FTAを提唱し交渉、調印したのは現在の野党（当時の与党）民主党の盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領であったのに、今は反対しているのはおかしい、というのである。しかし、軍事クーデターを起こした朴大統領は、3年間で民政に戻すと約束したが、16年間も軍事政権を続けた実績がありこの批判も眉唾物と見られている。こうした批判もあるのか、野党の民主党統合党は「大統領選で勝ったらFTA廃棄」というスローガンを最近は「勝ったら再交渉」に変えている。

＊ 野党の主張は、韓米FTAをめぐる情勢は 2006 年頃と大きく異なり、金融危機後はアメリカをモデルとする政策は破綻しており、アメリカはもはや先進国とは言えず、ウオール街のデモに見られる貧困層の拡大や5千万人もの国民が医療保険も無く健康を脅かされており、先進国が真似てはいけない国である。

こうした与野党の攻防を国民の多くは、選挙前とはいえこの足の引っ張り合いが政治不信の要因と見ている向きもある。

＊ 4月11日の国会議員選挙は予断を許さないが、野党の民主統合党と進歩統合党が共同政策を打ち出し、候補者の一本化を進めており、はじめてのインターネット投票の導入で若者の投票率の引き上げなどもあり、野党の勝利を予測する報道が多い。いずれにしても、総選挙と 11 月の大統領選挙により韓国政治は大きく変化するに違いなく、韓米FTAの実際の執行は多くの問題を抱えよう。

＊ 韓米FTA阻止国民運動には次の5か条というものがある。

1）みんなが集まれば勝つ・・・08年の牛肉輸入反対集会のように、乳母車を押したキャンドル集会のように。

2）覚えれば勝つ・・・151 名の賛成した議員を忘れない（落選させる）

3）勉強すれば勝つ・・・問題点を明らかにして学ぶ

4）皆さんに知らせれば勝つ・・・FTAの危険性をみんなに知らせよう

5）署名したら勝つ・・・学校給食を無償化する署名運動により地方選で勝利したように

② 参与連帯（参与民主社会市民連合）朴提垠氏（平和・国際協力デレクター）

＊ 韓米FTAは情報公開がほとんどされず、我々は「情報公開」要求からこの問題に関わった。しかし、国会でも報告がなされず国会議員を動かし法的に実現する我々のこれまでの運動方式は困難を極めた。膨大な協定文であり、発効したとはいえ未だに国会議員も良く解らない状況がある。FTA条約は韓国国内法より上位に位置付けられ、矛盾する国内法を少なくても二十五法ぐらい変える必要がある。

＊ 「毒素条項」が多く、韓国の主権を侵害する内容はこれから大いに問題視して、国民運動を背景に新しい国会に働きかけていく。原産地表示問題も例えば、北朝鮮のケサン工業地帯で韓国が生産している製品を「韓国産」としては輸出できないし、多くの部品の産地を証明する煩雑な事務仕事が中小零細メーカーの負荷となり、輸出ができなくなることも危惧されている。

＊ マスコミの報道も一方的で、条約の内容を示さずに「消費者や韓国経済に大いにメリットがあるこのFTAに反対するのは国益を損ねるものだ！」という報道が続いた。最近は韓米FTAは対北外交政策としても必要という政府の主張も強くなり、外交や軍事に関することも、民間のチェックが効かなくなることを懸念する。韓国の国会は単独採決が当たり前になっており、今後の参与連帯のFTAに対する対応方針は 4 月 11 日の総選挙結果を見て確立する。今後は、韓中FTAやTPP、軍事外交の問題も惹起するし、日韓中の市民団体の連帯も益々必要ではないか。

③ 全北大学校の宋春浩教授（農食品流通専攻・博士）

＊ 農家所得の中で農業所得は年々減少し、都市労働者の所得に比べて 2006 年、78.2%であったものが、2010 年には 66.8%になった。農村の過疎化・高齢化は進み、都市部、特にソウル近郊大都市と地方農村との格差は驚くべき状況になっている。1993 年のWTO交渉に対する反対運動は、全農村でも激しく闘われたが、伊大統領のマスコミ支配は強力で、今度の韓米FTAに対する反対運動は農村部では比べものにならない状況だった。韓チリ FTA 反対は農民中心の運動だったが、韓米FTAはむしろ市民団体や社会全体の運動になった。韓国の農民運動は政治的なかかわりは強いが、消費者・市民へのアプローチが弱く、この点では失敗ともいえる。

＊ 農家人口も 200 万人を割りこみ、人口の13%となっている。相次ぐFTAにより農業予算も増えたが、その多くは規模拡大と機械化、施設園芸などの投資が主だった。しかし、価格低迷や借入金の返済、減価償却などがかさみ、韓米FTAによる関税撤廃はこうした規模拡大した農家ほどダメージが大きいと危惧している。マスコミや農林省などは農業輸出を持ち上げているが、メリットを感じている農民は極めて少ない。2014 年、MA米の見直しがあるが、アメリカは反対しているという情報もあり、中国産米に入れ替わることを心配しているからだという。

＊ 農業生産高はコメが25%を占めていたが 2009 年には16%に落ち、豚・牛・鶏・牛乳などの畜産物がコメを上回ってきた。しかし、韓国におけるコメの位置は主食ということだけでなく、文化的・伝

統的な暮らしや行事とも結びつき、この関税撤廃はいかなる政党でも命取りになることは自明であった。（歴史的に考えれば、日本の稲作のルーツは韓国であり、コメ文化は日本以上であることも理解でできる）

④ 「民主社会のための弁護士会」宋基昊（ソン・キホ）弁護士

＊ この弁護士会は約3万名の弁護士が参加しているが、私は農村出身で農業法律関係や農民団体の法律相談を担当し、生協の監事も引き受けている。3月15日の発効以後は、一人の法律家として、このFTAの主権侵害や韓国の農民をはじめ恵まれない人々のために鬼となって闘う決意である。

＊ 韓米FTAの条約内容は膨大であり、この本が現物だが B5版500ページ以上にもなり、誤訳も多く未だ実行（発効）できるとはいえない代物である。

FTAは韓国農業を米国に従属させるものであり、関税撤廃だけでなく付属章3－A に入っているように、一定期間を過ぎればセーフガードの適用が出来ない。8－4条では韓国独自の検疫措置やBSEの制限も国際仲裁にかかるなど、農業・食料をアメリカに従属させる内容は農民だけでなく都市市民が自分や子孫のこれからの問題として取り組んで欲しい。

＊ この条約の付属書2には健康保険が適用されない病院のことが記されている。例外的病院を認めると金持ちだけが利用する可能性があり、こうした病院と保険活用病院との格差が広がり、段々、健康保険システムが壊れていく。また、健保制度における薬品、アメリカの製薬会社の薬の価格を韓国政府が決められない。政府が関われない独自的検討機構の設置が明記されており、政府の介入を拒んでいる。

ジェネリック薬品の利用もこれまでの安全性、有効性の判断だけでなく、アメリカのパテントを侵害するか否かが判断材料となっている。

＊ ISD条項は極めて重要な問題である。韓国憲法は「公」と「私」は異なる概念でとしており、民主主義、法治主義は国民の主権が基本であり、それが国家主権の基である。しかし、ISD条項は国家より私企業の利益を優先させている。もともと国際提訴は商人と商人との争いの問題であり、外国の私企業が国家を提訴することにはなじまない。しかも、ISD の審査機関は世界銀行の中の機構であり、提訴企業の代理人と提訴された国の代理人、議長はISD機構の議長が指名する者（保険企業のビジネス担当の法律家など）の三名で構成され、1審制で決まり、これまで NAFTA などの例では、アメリカの全勝といわれている。

＊ 3月13～14日の日本でのTPPシンポジウムに参加してきたが、このISD条項や中小零細企業の問題、「内国民待遇」を求める問題など、日弁連の方々とも話し合ってきた。これまで、政府は韓米FTAのマイナス面、デメリットを隠して公表していなかった。これからは、こうした具体的な許すことが出来ないマイナス面、諸問題を一つ一つ法廷闘争も含めて取り上げていく、茨の道ではあるが我々は行かざるを得ない。

＊ 2006 年ごろ、韓米FTAは先進国化する上で、アメリカの金融自由化、新自由主義、市場競争万能の道が不可欠ということが言われていたが、アメリカの金融危機の勃発、アメリカがモデルになるような国ではない、韓米FTAのメリットもほとんどないことが次第に明らかになる中で、伊大統領は安保問題を取り上げ、北への対応や東アジアの平和、安定はアメリカとの同盟関係が不可欠である、という方向で国民を納得させようとしているが、これは韓米FTAが韓国国民にとってなんらメ

リットがないことの証明でもある。

＊ 2006 年ごろ、アメリカはFTA交渉に入りたければ「先決条件」として、次の四条件を事前に韓国が飲むことを求めていた。

1）牛肉の輸入規制緩和

2）アメリカ自動車の排ガス規制撤廃

3）スクリーンクオーター制の枠縮小（韓国では自国の文化を根付かせるためにアメリカ映画の上映数を規制したがこれを縮小すること）

4）ジェネリック薬はアメリカの特許重視

韓国はこれを飲んで交渉に入ったので、途中で交渉を止められない状況になった。

TPPでもアメリカは特に日本に対して、同様の「先決条件」を示し、日本がTPPに参加したければ、アメリカ議会の賛成を得るためには、こうした先決条件を飲むことを求めてくるだろう。（すでに牛肉の輸入規制緩和を政府は認めようとしており郵政、自動車問題が出されている）

⑤ 韓国農協中央会趙始衡（チョ・シヒュング）海外協力担当

＊ WTO協定の時や韓チリFTAの時は農民の自由化反対運動は激しかったが、時間がたち免疫になってしまったのか、今度の韓米FTAに対する農民の運動はあまり大きくない。

自給率も落ちており農民の暮らしや経営も厳しいが、政府の被害支援の政策に期待するしかない。ただ、コメの生産額を上回っている畜産分野の影響は大きいので心配している。日本のTPP報道にもあるが、農産物の輸出を増やして競争力を高めるという政府やマスコミの言うことは、家族経営や地域農業を守るという視点からは理解できない。

＊ 韓米FTAの影響は 3,000 億ウオンといわれているが、韓国の農業総生産額は43兆ウオンであり、中国とのFTAでは毎年1兆ウオンが損失になるので、実際の農業への被害は韓中FTAが問題であり、それには農業を外すように要求している。

＊ 韓国の農村の高齢化も進んでおり、若者の嫁不足が大きな社会問題でもある。最近の農村のカップルでは、10カップル中4カップルは外国人といわれている。ベトナム人の評判がよく、毎年1万名のお嫁さんがベトナムから来ている。こうした外国人女性に対する里帰り的一時帰国の費用支援を政府もやっているが農協もしている。

6. まとめ、TPP 反対、絶対阻止運動に対する教訓と岩手県における運動提起

① 帰国してすぐ政府が発表した「TPP 協定交渉の分野別状況」（3 月改定・15 頁）を見たが、21のすべての分野にわたって、これからの交渉次第でありTPPによる我が国への影響は不明である。しかし、この中には韓米FTAにおいて「毒素条項」といわれた内容や韓国のFTA反対陣営が問題視していた事柄がすべて「交渉検討中」として取り上げられている。例えば、ネガティブリスト方式・ラチェット条項・セーフガード縮小・金融サービスにおける投資家保護・ISDの手続き・非違反申出条項等など、である。TPP参加国のGDPの 90%がアメリカと日本であり、TPP協定は「日米FTA」が実態であるという意見が有力だが、この状況報告書にもその正体が垣間見える。

② 韓国での調査で明らかになったことは、韓国も日本もいわゆる「グローバリゼーション」「新自由主義」による国づくりが着々と進行し、アメリカの国家戦略に強く組み込まれ、自国の「国益」と喧伝されている多くは米国の「国益」に他ならないことが次第に両国民に理解され始めている。韓国は通

貨危機によりIMFの支援を受ける中で、アメリカを中心とする投機資本などの外資が支配する経済構造に変質した。財閥といわれる大企業や大銀行でさえ株式の大半はこうした外資・ハゲタカファンドの軍門に下っている。したがって、FTAによる韓国輸出企業などの利益が多少増加しても、株主優先主義によりこうした外資・投機資本の利益に多くが供される。いまや韓国は市場競争原理・自己責任が行き渡り格差社会が広がり、労働者の賃金は縮小し非正規労働者は5割を超え、大卒の就職率も5割程度という。中小零細企業や農業の経営は逼迫し地方と大都市の格差、あらゆるところで進む格差拡大は日本を上回る。韓米FTAはこの状況をさらに促進し、その「総仕上げ」としての政治的措置と言い切ることが出来よう。また、FTA参加表明は現野党の民主党、推進・批准は当時の野党・現与党という政党・政治的の関与状況も複雑である。また、韓国におけるマスコミへの大統領の支配力は絶大であることもあり、韓米FTAに関する情報隠蔽を続けながら、「反対するものは売国奴・非国民」的に一方的なキャンペーンを張ったという。

③ 一方我が国は、1993 年の宮沢・クリントン会談での「日米包括経済協議」の流れは、2001 年の小泉・ブッシュ会談で「成長のための日米経済パートナーシップ」と名称が変わり、特に「日米投資イニシアティブ」が毎年2回例会を開き、外資による日本企業の買収・合併が促進され、日本の法律や制度の改正が次々強行され、我が国もまた、こうした多国籍金融資本による支配が急速に強まっている。関岡英之氏の「奪われる日本」（講談社現代新書）によると、その内容は「息を呑むほど壮観なリストだ」（関岡談）という。（このリストは12ページに転載する）

さらに、有名な「年次改革要望書」で明らかなように、米国による「日本改造計画」は確実に展開され、特に、「小泉・竹中改革」という規制緩和、経済的・社会的構造改革、競争原理主義、自己責任論、「三位一体改革」、社会保障制度の改悪などによる格差拡大・貧困の再生産、地方の衰退などが広がった。こうした自公政権・小泉改革を批判して「国民の生活が第一」というマニフェストで国民の期待を集めて政権を握った民主党は、国民との約束を投げ捨てて、新自由主義の更なる促進にまい進している。こうして「平成の開国」といいながらアメリカと財界の要求を優先させて「TPP参加」による「壊国」の道を歩み、野田内閣は文字通り前のめりで協定交渉に入っている。政党・政治的な関係も政権交代とはいえ、民主党は「自民党以上に自民党的である」という評論家もあり、韓国と類似しているといえよう。また、中央マスコミのTPP礼讃、先行きの国家的危機感を煽り、国益のためには TPP 参加以外にない、という一方的キャンペーンの張り方、TPP の情報公開を迫らない姿勢も韓国と類似している。TPPは韓米FTAと同じように、「グローバリゼーション」「新自由主義」の総仕上げ的な「アメリカによるアメリカのための」TPPといえるだろう。

④ そのアメリカは2007～08年の100年に1回といわれた「金融危機」により、新自由主義・カジノ資本主義の正体が白日のもとに晒され、破綻したといえよう。その後のこの金融危機をもたらした金融企業や多国籍大企業救済のための公的資金の投入と金融緩和が、アメリカ経済の矛盾を深めている。オバマ大統領はTPPなどにより70万人の雇用拡大を発表しているが、すでにアメリカの製造業従事者は労働者の10%台であり、農産物を除けば関税引き下げによる輸出メリットは存在しないともいえる。したがって、アメリカのTPPの真の狙いは農産物を除けば「関税撤廃」よりも「非関税障壁の撤廃」であり、アメリカ型社会との同質化（法律的・制度的・社会的）を日本などに求めることに他ならない。政府与党の責任者が「農業の 1.5%のために、98.5%を犠牲して良いのか」という打ち出し方は、TPPがあたかも「関税撤廃」「農業者とその他の産業・国民との対立構造」であ

るかのように意識的に作り出し、TPPの本当の姿、隠れた狙いを隠蔽する悪質な「欺瞞」そのものであり、TPPの危険な本質を物語っている。もはや、「1%が99%を支配するカネがカネを生むカジノ金融社会」に我が国を陥れてはならない。「正義を大切にして、未来の子供たちを思うTPP参加反対の国民的なうねりを創り出し」、TPP参加を絶対阻止するための大運動が求められている。「韓米FTAと反対運動に学ぶ」調査団の体験から、以上のことを多くの方々に伝えたい。そして、3・11東日本大震災、東京電力福島原発事故からの復旧・復興の最大の障害になるTPP、行過ぎた規制緩和・自由化の弊害がもたらした「格差と貧困」を一層激しくするTPP。現実の国難とも言うべき天災・人災に立ち向かい、新自由主義・競争原理主義の弊害から訣別する国民の切実な願いとは「真逆」の国づくりを進める TPP 参加を、絶対阻止する決意を固めたい。

⑤ 3月2日に発表した米国通商代表部（USTR）の「2012 年貿易障壁報告書」などで、1）牛肉と牛肉製品の一層の市場開放、2）食品添加物・ゼラチンなどの規制緩和、3）ポストハーベスト規制・農薬の最大基準値の緩和、4）MA米の流通促進と到着港での検査緩和、を求めている。特に、牛肉輸入の完全自由化については、「あらゆる段階で、あらゆる機会に日本に圧力をかける」と強調し、すでに日本政府の緩和措置の取り組みを評価しているように「先決条件」と位置付けていることは明確である。

⑥ TPP参加を阻止する上で、当面する国民的運動をいかに展開するか、岩手県内におけるこれからの運動について、今回の韓米FTA調査を通じて次の五点を提起したい。

第一に、県内のすべての市町村における「TPPの本当の姿、私たちの未来への影響は？」の学習会を開催する。その準備をTPP反対岩手県民会議に参加する51団体が力を合わせて行い成功させる。その中で。より持続的な反対運動を創造的・主体的に検討し、より多くの住民の参加を実現する。この学習会では韓国への調査団の報告も確実に行なう。（資料・DVD の作成）

第二に、TPP反対運動は日本の農業や地域社会、子どもたちの未来を大きく左右する「国の姿・型を決める」取り組みである。食の安全・安心、農林水産業の持続的発展や治山治水などの国土保全・自然景観保持、格差や貧困からの脱出、地方経済・地域コミュニティの再生、子どもたちの未来への大人たちの責任など、多くの住民が誰でも賛同できる運動である。しかし、こうした住民が多く参加できない状況は「運動を推進する側」の熱意と創意工夫、覚悟の問題である。もっともっと見える（可視化）運動や世論を変える取り組みに工夫を凝らしていく。

第三に、したがって、この運動は「TPP参加絶対阻止」であり、「頑張ったけれど阻止できなかった・善戦した」という総括では意味がない決定的で歴史的な運動・闘いとして位置付けなければならない。韓国は「日本軍国主義の植民地としての国難を経て、朝鮮戦争の惨禍を経験し、軍事政権を倒し民主主義を手に入れ、経済成長を続けて先進国の仲間入りをめざす取り組み」をしている大いなる敬意を持てる国ではあるが、韓米FTAによるこれからの国づくりは茨の道が予想される。我が国がそこから学ぶべき点は、TPP参加を絶対阻止することである。特に、「先決条件」（牛肉の完全自由化・自動車規制緩和・郵政の完全自由化など）を盾に、「日本のTPP参加をアメリカ議会に認めさせるための先決条件」としての裏取り引を認めない闘いである。

第四に、政府に対して「情報公開」を徹底的に迫り、真の国民的議論を求めていく。この点では、多くの地方議会が上げた「反対・慎重」の政府への意見書提出の結果、その後の成り行きに責任を持つように求める。地方議会への継続的な要請活動・再決議の請願書提出など、首長、議員との懇

談会などを通じて彼らが傍観的立場を捨て取り組むような活動を工夫する。

第五に、農林水産業が地域経済の基盤であり、東日本大震災の未曾有の被害を受けた県であり、県内のTPPに反対するすべての団体が参加する「県民会議」の結成とその代表22名もの韓米FTA調査団を派遣した唯一の県である岩手の責務として、それぞれの反対組織が東北各県や全国の系統組織に対して、岩手の取り組みを紹介しながら、全国的な反対運動の一層の前進を要請して貢献する。

＜参考資料：2002 年日米投資イニシアティブ報告書より(経済産業省)

▼表 1：1990年代後半からの主要な法制度改正▼

○部門別規制緩和（事例） ・1998 年金融ビッグバンが開始。 ・1998 年第一種電気通信事業者（NTT及びKDD除く）の外資規制撤廃（同年7 月にはＫＤＤ法の廃止により 同社への外資規制も撤廃）。2001 年NTT法の改正により、同社への外資規制が5 分の1 未満から3 分の1 未満へ緩和。 ・1990 年大店法が段階的に規制緩和され 2000 年に廃止。
○商法・会社法関係 ・純粋持株会社解禁（1997，12）：独占禁止法を改正し、純粋持株会社の禁止を解除。 ・合併手続簡素化（1997，10）：合併報告総会の廃止、債権者保護手続の簡素化等 ・株式移転制度（1999，10）：既存の会社が新たに持株会社を設立する制度。みずほ、ＵＦＪ銀行の統合等で利用。 ・株式交換制度（1999，10）：既存の会社間で 100%親子会社関係を作る制度。ソニー、ソフトバンク等が利用。 ・民事再生法（2000，4）：迅速な処理を可能とする倒産法。 ・会社分割制度（2001，4）：会社がその営業の全部又は一部を他の会社に承継させ、承継する会社が対価として株式を発行する制度を創設。 ・ストックオプション制度の自由化（2002，4）：付与対象者、付与株数等の制限を撤廃。 ・商法、会社法、その他規制改正（2002）：商法改正により、日本の会社が、米国型コーポレート ガバナンスのシステムを選択する余地が拡大。 ・連結納税制度：企業が法人税を連結ﾍﾞｰｽで納税することを可能にする法案を、今通常国会で可決成立。２００２年4 月より適用。
○会計基準・監査制度 ・連結会計：実質支配力基準、影響力基準の導入（2000，3） ・税効果会計：個別・連結財務諸表について全面的に適用（2000，3） ・時価会計：売買目的の有価証券に対して導入（2001，3）、退職給付債務・年金資産の時価評価（2001，3）、その他有価証券（持合株式等）の時価評価（２００２，３）
○労働の流動性 ・確定拠出年金制度の導入（2001，10施行） ・有料職業紹介事業のネガティブリスト化（1997）、取扱職業の拡大・許可申請の簡素化（1999，12）、手数料規制緩和（2002，2） ・労働者派遣法の派遣業務の対象範囲を原則自由化（1999，12）、中高年齢者の派遣期間を１年から3 年へ延長（2002，1）、派遣期間が3 年の専門業務の拡大 ・一部業務の有期雇用契約の期間延長（1999，4）、契約期間の上限が3年の専門職の範囲拡大（2002，2）
○土地の流動性 ・ＳＰＣ法：不動産や指名金銭債権等の証券化を促進（1998，9）、手続の簡素化、信託スキームの創設（2000，11） ・サービサー法：不動産担保の付された債権の取扱等流動化、証券化を促進（2001，6） ・投資信託法：投資信託の主たる運用対象を有価証券から不動産等に拡大（2000，11）。2002年3月末現在ＲＥＩＴは3 銘柄が東証に上場。